

株式会社オグラ等に対する債権の譲渡 及び弁済受領の完了について

平成17年6月30日

株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者に対する債権の譲渡及び弁済受領の完了をいたしました。これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社オグラ

株式会社サンケイ

2. 経緯

本件対象事業者につきましては、平成17年1月18日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行い、平成17年3月16日に法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。その後、対象事業者は、事業再生計画に沿って、スポンサーである株式会社菱食（以下、「菱食」という。）の100%出資子会社である株式会社RJオグラ（以下、「RJオグラ」という。）への営業譲渡を実施し、同社のサポートの下、事業再生に取り組んでおります。

3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本2,608百万円の債権に関し、金融機関等から1,208百万円で買い取り、事業再生計画に沿って、担保処分により603百万円の弁済を受けた後、残存債権のうちの1,381百万円について菱食あて譲渡を行うとともに、624百万円について債務引受を行ったRJオグラから弁済受領したものです。

4. 主務大臣の意見

意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階		
株式会社産業再生機構	企画調整室	
	電話番号	03-6212-6437